

# 町の健全化判断比率等を公表します

健全化判断比率とは、私たちの日常生活に例えると、家計のやりくりで、毎日の生活における収入と支出の状況や、現在の借入金と貯金のバランスを比率化したイメージとなります。地方公共団体の財政状況の健全性を確認するための比率だとお考えください。

## 概要

平成19年6月に『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』が制定され、地方公共団体は、健全化判断比率及び資金不足比率(以下『健全化判断比率等』という。)を毎年度算定し、監査委員の審査を経て、議会に報告し公表することが義務付けられました。

また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上、または資金不足比率が経営健全化基準以上の場合、議会の議決を経た『財政健全化計画または経営健全化計画(以下『財政健全化計画等』という。)]を策定し、財政の健全化に向けて計画的に取り組まなければならないと定められています。

なお、この『財政健全化計画等』の策定の義務付けは、平成20年度決算から適用されます。

## 健全化判断比率

健全化判断比率は、次の4つの指標をいいます。

### ① 実質赤字比率

一般会計等の実質的な赤字額(実質赤字額)が、標準的な収入(標準財政規模)に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。実質赤字額がない場合の比率は、『一』(比率なし)となります。

### ② 連結実質赤字比率

すべての会計の実質的な赤字額(連結実質赤字額)が、標準的な収入(標準財政規模)に対してどのくらいの割合なのかを示す指

標です。連結実質赤字額がない場合の比率は、『一』(比率なし)となります。

### ③ 実質公債費比率

一般会計が負担しなければならぬ実質的な借入返済金(公債費)や特別会計等の借入返済金などが標準的な収入(交付税に算入された公債費等を除く)に対してどのくらいの割合なのかを示す指標で、過去3カ年の平均値をいいます。

### ④ 将来負担比率

一般会計等が負担しなければならない実質的な負債が、標準的な収入(交付税に算入された公債費等を除く)に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

## 平成20年度健全化判断比率

|          | 実質赤字比率       | 連結実質赤字比率      | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|----------|--------------|---------------|---------|--------|
| 平成20年度比率 | —<br>(▲7.52) | —<br>(▲13.94) | 15.6    | 183.9  |
| 早期健全化基準  | 15.0         | 20.0          | 25.0    | 350.0  |
| 財政再建基準   | 20.0         | 40.0          | 35.0    |        |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の『▲』表示は、黒字比率を示す。

## 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額が、その会計の事業規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。資金不足額がない場合の比率は、『一』(比率なし)となります。



|          | 水道事業会計        | 病院事業会計 | 簡易水道事業特別会計 | 下水道事業特別会計 |
|----------|---------------|--------|------------|-----------|
| 平成20年度比率 | —<br>(▲132.7) | 9.6    | —<br>(0)   | —<br>(0)  |
| 経営健全化基準  | 20.0          | 20.0   | 20.0       | 20.0      |

※比率の『▲』表示は、黒字比率を示す。

平成20年度は全ての指標が基準を下回っており、町財政は健全に運営されています。

●健全化判断比率や町財政に関する問い合わせ／財係 ☎ 内線 132